

村山市夢応援奨学金事業募集要項

村山市夢応援奨学金事業実施要綱に基づき、次により事業の対象者を募集します。

(奨学金の種類)

第1条 奨学金の種類は次の2種類です。

- (1) 高校生夢応援奨学金
- (2) 大学生等夢応援奨学金

(受給者及び受給資格)

第2条 **高校生夢応援奨学金**の受給者は、高等学校等に進学した生徒の保護者で、受給資格は次の各号のいずれにも該当する方です。

- (1) 高等学校等に進学した生徒及びその保護者が、基準日（申請する年度の4月1日。以下「基準日」という。）の1年以前より本市の住民基本台帳に記録され、本市に居住していること。
- (2) 生徒が勤勉であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯もしくは、前年度の市民税が非課税の世帯であること。

2 **大学生等夢応援奨学金**の受給者は、大学等に進学した学生で、次の各号のいずれにも該当する方です。

- (1) 大学等に進学した学生及びその保護者が、基準日の2年以前より本市の住民基本台帳に記録され、本市に居住していること。
- (2) 勤勉であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯もしくは、過去3カ年の内、2カ年以上において市民税が非課税の世帯であること。
- (4) 日本学生支援機構による給付型奨学金の奨学生であること。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、次のとおりです。

- (1) 高校生夢応援奨学金 年額150,000円
- (2) 大学生等夢応援奨学金 年額400,000円

(奨学金の給付回数)

第4条 奨学金の給付回数は、進学年度の1回です。

(奨学金の申請)

第5条 希望者は、村山市夢応援奨学金事業給付申請書に必要な書類を添えて、市長あてに提出してください。

提出書類及び締め切り

【高校生夢応援奨学金】

- ①村山市夢応援奨学金事業給付申請書（高校生夢応援）【別紙様式1】
- ②高等学校等在学証明書
- ③住民基本台帳及び市民税等の状況調査に関する同意書【別紙様式3】

締め切り

①から③までをそろえて、4月30日まで村山市教育委員会学校教育課に提出してください。

【大学生等夢応援奨学金】

- ①村山市夢応援奨学金事業給付申請書（大学生等夢応援）【別紙様式2】
- ②日本学生支援機構給付型奨学金予約採用の認定候補者決定通知書
- ③住民基本台帳及び市民税等の状況調査に関する同意書【別紙様式3】
- ④大学等在学証明書
- ⑤日本学生支援機構給付型奨学金認定通知書

締め切り

①から③は、11月30日まで、④と⑤は、翌年の5月25日まで村山市教育委員会学校教育課に提出してください。

(審査)

第6条 市は奨学金の受給資格について、次のとおり審査します。

【高校生夢応援奨学金・大学生等夢応援奨学金共通】

- ①書類審査・・・提出された書類について、要件を満たしているか。
- ②税等の滞納・・・市税、水道料等を滞納していないか。

【大学生等夢応援奨学金】

- ①面接審査・・・奨学金の受給者として相応しいか。
- ②作文・・・村山市について思う事及び将来の夢について。
なお、場合により世帯の資産状況を確認することがあります。

(奨学金の決定)

第7条 市は審査した結果、奨学金の受給者として相応しいと認めた場合、給付を決定します。

【高校生夢応援奨学金の決定】

高等学校等へ進学した年の5月31日までに決定し通知します。

【大学生等夢応援奨学金の内定】

大学等へ進学する前年の12月28日までに内定し通知します。

【大学生等夢応援奨学金の決定】

大学等へ進学した年の6月25日までに決定し通知します。

(奨学金の給付)

第8条 決定通知が届きましたら、速やかに村山市夢応援奨学金給付請求書を教育委員会学校教育課に提出してください。請求書提出後30日以内に奨学金を振り込みます。

提出書類

村山市夢応援奨学金請求書【別紙様式4もしくは別紙様式5】

給付を受ける通帳の写し

奨学金給付決定通知書の写し

(奨学金の給付の取り消し)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の決定を取り消します。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退したとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) その他受給者として適当でないと認めるとき。

(奨学金の返還)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給した奨学金の総額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により奨学金を受給したとき。
- (2) その他受給者として適当でないと認めるとき。

附則

平成28年6月13日制定

平成29年5月15日、一部改正

平成30年3月1日、一部改正

令和元年10月1日、一部改正